

令和3年8月19日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所 : 株式会社女屋スポーツ工事
群馬県前橋市三俣町3丁目13番地の3
2. 指名停止措置期間 : 令和3年8月19日から令和4年1月18日まで(5ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

(株)女屋スポーツ工事の代表取締役は、群馬県前橋市発注の公園遊具整備工事の入札に関し、前橋市職員から事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月7日、公契約関係競売等妨害容疑で群馬県警に逮捕された。

また、別の公園遊具整備工事の入札に関しても、事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月27日、公契約関係競売等妨害容疑で群馬県警に再逮捕され、令和3年5月17日、公契約関係競売等妨害の罪で、前橋地方裁判所に起訴された。

さらに、予定価格漏えいの便宜を受けたい趣旨及びその謝礼として、前橋市職員にビール券を贈ったとして、令和3年5月17日、贈賄容疑で群馬県警に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)女屋スポーツ工事の代表取締役が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第10号」に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、5ヵ月(全国対応案件:有資格登録該当部局のみ)とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138